

健康食品管理士養成校認定要領

一般社団法人 日本食品安全協会

1. 目的

この要領は健康食品管理士養成の指定校認定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 指定校の認定基準

(1) 指定校の範囲

ア 学校教育法第 52 条に基づく大学で、理系に関する教育が十分に行われ、以下の要件を満たすこと。

- ① 薬剤師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、保健師、看護師、鍼灸師、理学療法士、作業療法士の養成コースを有すること
- ② 食品、農学、生命科学系の学部・学科か、食品衛生監視員の取得要件の学部・学科を有すること

イ 臨床検査技師養成校にあつては学校教育法 69 条 2 に基づく短期大学および同法 8 2 条の 2 に基づく専修学校であること

(2) カリキュラムの内容

ア 教育内容が日本食品安全協会(以下協会)の指定カリキュラム(別紙 2 又は別紙 4)と同等もしくはそれ以上であること

イ 認定協会の指定カリキュラムにそれぞれの科目を担当できる教員を配置していること

ウ 実習教育施設等が整っていること

3. 申請手続き

申請時には以下の申請書と関係書類を添付する

1) 健康食品管理士養成校として新規申請

- ア 申請書(別紙 1)
- イ 指定カリキュラムと貴学カリキュラムの対比表(別紙 2 又は別紙 4)
- ウ 健康食品学および法規の講義概要(各大学で作成したもの)
- エ 履修単位一覧表(各大学で作成したもの)
- オ 担当教員一覧表(別紙 3)
- カ 食品衛生学実習施設の概要書類(各大学で作成したもの 但し、農芸化学を除く農学、生命科学系のみ提出、他は免除)

2) 健康食品管理士養成校として更新申請

- ア 申請書(別紙 1)
- イ 指定カリキュラムと貴学カリキュラムの対比表(別紙 2 又は別紙 4)
- ウ 担当教員一覧表(別紙 3)

4. 申し込み期限

申請前年度の1月末

5. 認定

ア 指定校の認定は、認定協会の認定基準に基づき、教育委員会に付議した上で行う

イ 審査結果は3月中旬までに各校へ通知する

6. 認定期間

4月1日～翌年3月31日までの1年間とし、更新申請をすることにより継続することができる。

7. 認定および更新に関する事務手続き費用

事務手続き費用として1万円を納入するものとする。

(なお、費用の納入時期及び納入先は認定の審査後、本協会から案内通知する)

8. 申請書の送付先

〒510-0293

三重県鈴鹿市岸岡町1001番地1

鈴鹿医療科学大学内

一般社団法人 日本食品安全協会

電話059-381-1510

Fax 059-381-1511

附則

1. この規定は平成18年3月12日より施行する。
2. この規定は平成19年3月30日より一部改正する。
3. この規定は平成23年3月31日より一部改正する。

認定校要領申し合わせ事項

1. 認定校の事務手続き費用

同一校であっても学部・学科の養成コースが異なる場合はそれぞれで徴収し、認定校名簿には個別に記載する

(例1) ○○大学 ○○学部 臨床検査技師養成コース

同上 同上 薬剤師養成コース

(例2) ○○大学 ○○学部 ○○学科 管理栄養士養成コース

同上 同上 同上 臨床検査技師養成コース

2. 申請時期

- 1) 特例措置で認定校となった場合は単年度で科目履修が修了するため、該当年度の1月申請時で可能とする

(例) 当該の3年生が受講・試験を受ける場合、12年前から申請する必要はない

- 2) 新規の認定校は指定科目と履修年度との関係から、履修科目が開始する該当年度に申請しなければならない

(例) 指定の1科目でも履修時期が1年次にスタートした場合には、申請時期はその1年次の1月までに申請をしなければならない(この場合、受験は2年先の3年となる)

しかし、科目の履修時期がすべて3年前期に行なう場合にはその年の2月に申請することができる

3. 申請責任者 原則として施設の代表者(学長、校長、理事長ほか)。しかし、大学にあって学内手続きが困難な場合には教育課程の責任者(学部長、学科長等)で代用することができる
4. 非常勤講師の扱い 指定科目については、できるだけ専任教員の担当が望ましいが、やむを得ない場合には一部の科目を非常勤講師で代用することができる。この場合は事前に日本食品安全協会に問い合わせをすること